

再生可能エネルギー等に係る関係府省庁の連携した推進について

平成 28 年 3 月 8 日

再生可能エネルギー等関係閣僚会議

1. 再生可能エネルギー導入拡大について、引き続き関係府省庁連携して推進することとし、特に、下記の内容の具体化・実現に向けた取組を加速する。
 - (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた府省庁連携プロジェクトの推進
 - ・風力、地熱の環境アセスメントの迅速化、導入促進に向けたエリアの設定等の支援
 - ・地熱等の開発を通じた観光まちづくり等の推進
 - ・中小水力の開発拡大に向けた、全国の流量・設備データ等の一元提供・利用推進
 - ・森林・林業施策や廃棄物処理・下水処理施策との連携によるバイオマス発電等の導入促進
 - ・洋上風力発電の導入促進に向けた制度環境の整備
 - ・長期安定的な太陽光発電を確保するための規制・制度の見直し
 - ・低コストかつ遠隔制御可能な蓄電池の導入促進
 - (2) 再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進
 - ・福島の「再生可能エネルギー先駆けの地」実現に向けた導入推進
 - ・分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進
 - (3) 再生可能エネルギー導入拡大に向けた共通基盤の整備
 - ・関連許認可手続の迅速化、事業者等の相談のワンストップ対応に向けた取組
 - ・地域や環境との共生に向けた取組
 - ・低コスト化技術、先端技術の開発に向けた研究開発
 - ・再生可能エネルギー技術の海外展開支援
2. 「福島新エネ社会構想」について、具体化に向けた検討の場（「福島新エネ社会構想実現会議」）を設置し、構想の実現に向けた取組を、関係府省庁連携して推進する。
3. 「エネルギー革新戦略」について、関係府省庁と連携して検討を進め、春頃までにとりまとめる。